



三豊市における公立夜間中学について

三豊市教育委員会事務局 学校教育課

I 三豊市の概要

- (1) 面積: 222.7 km²
- (2) 人口: 58,458 人 (推計人口: 令和6年4月1日)
- (3) 世帯数: 23,325 世帯 (同上)



Ⅱ 統計データ

1. 義務教育未修了者数

〔単位:人〕

	小学校が最終 学歴の者 ①	未就学者 ②	義務教育 未修了者 ①+②
三豊市	670	42	712
香川県	6,688	459	7,147
全国	804,293	94,455	898,748

参考資料(香川県、全国)
「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)

2. 小・中学校における長期欠席者（不登校）

〔単位：人〕

	小学校 ①	中学校 ②	義務教育者計 ①+②
香川県	558	1,283	1,841
全 国	105,112	193,936	299,048

参考資料(香川県、全国)

「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

令和5年10月4日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課

Ⅲ 三豊市における公立夜間中学について

1. 設置形態

既存中学校に開設する「二部授業を行う学級」として設置

2. 設置場所

三豊市立高瀬中学校



JR高瀬駅から徒歩約15分(0.9km)

3. 対象生徒

- (1) 義務教育未修了者(外国籍の方を含む)
- (2) 不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかった方
- (3) 不登校の学齢期生徒

4. 生徒について（令和6年5月1日時点）

【学齡経過者】

- (1) 在籍数 17名
- (2) 国籍 日本国籍 15名、外国籍 2名
- (3) 年齢構成 10代～80代

【学齡期】

- (1) 在籍数 2名
- (2) 学年 第3学年

【在籍数】	第1学年	4名
	第2学年	5名
	第3学年	10名

5. 教職員等の配置

(1) 教職員数 16名

(2) 内 訳

- 校長 1名 (高瀬中学校)
- 教頭 1名
- 常勤 5名
- 非常勤 7名
- 半日勤務 2名 (養護教諭、学校事務)

(3) その他の体制

スクールソーシャルワーカー、夜間学級サポーター
スクールカウンセラー

6. 日課表

◆ 学齡経過者

始めの会	17:25～17:30
1校時	17:30～18:10
2校時	18:15～18:55
休憩(補食)	18:55～19:15
3校時	19:15～19:55
4校時	20:00～20:40
帰りの会	20:40～20:50
下校	20:50

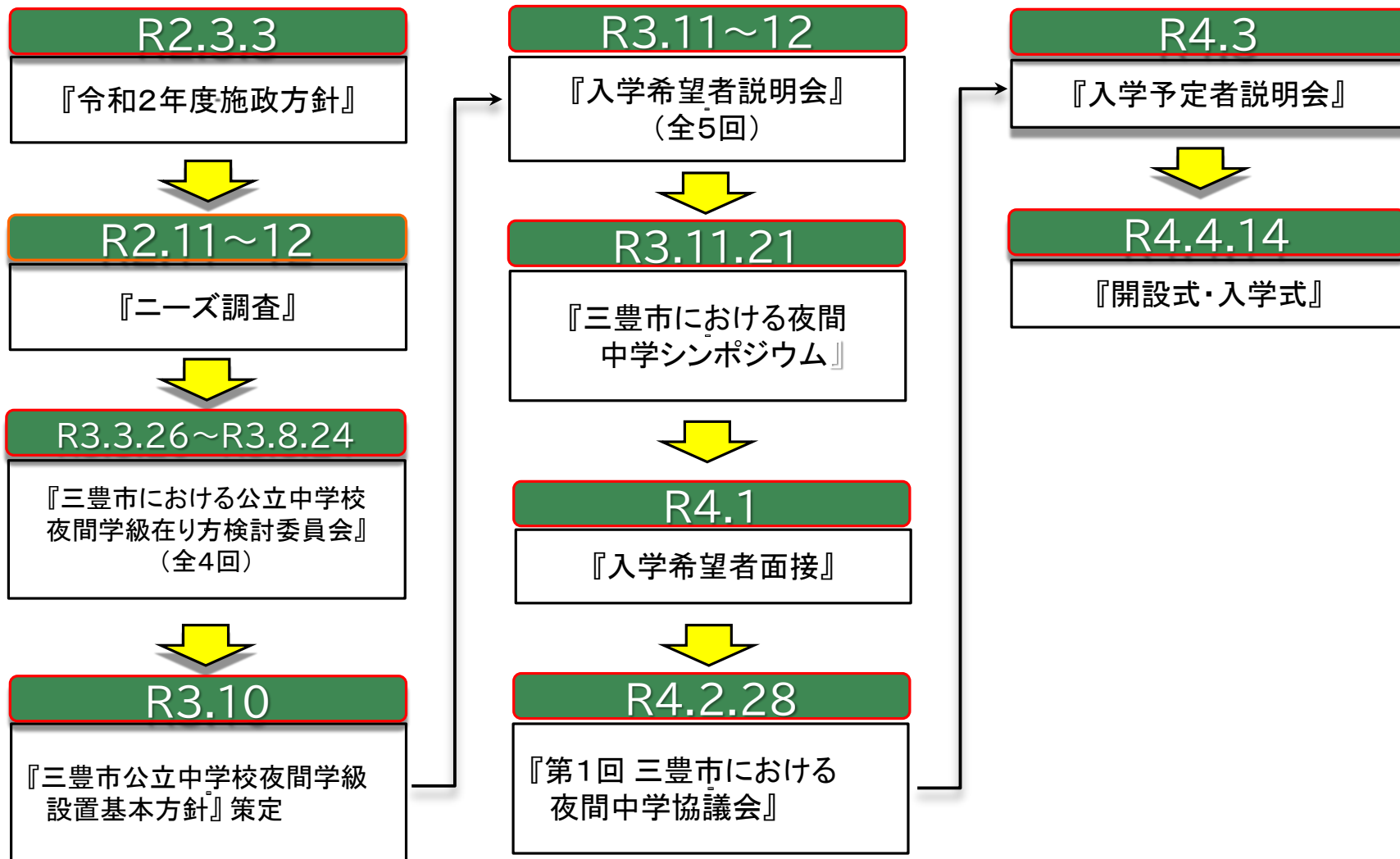
◆ 学齡期

始めの会	16:40～16:45
0校時	16:45～17:25
1校時	17:30～18:10
2校時	18:15～18:55
休憩(補食)	18:55～19:15
3校時	19:15～19:55
4校時	20:00～20:40
帰りの会	20:40～20:50
下校	20:50

◆ 1単位時間……………40分

◆ 年間授業時数……………学齡経過者:700時間
学 齡 期:805時間

7. 夜間学級設置までの流れ



8. 学びの多様化学校について

- (1) 指定日 令和4年3月28日(不登校特例校)
- (2) 本市の学びの多様化学校の特色

- ・ 夜間の学齢経過者と、多くの授業を一緒に受ける
 - ➡ 相互の違いを知り、差異を受け止め、自分自身を変容させる
 - ➡ 同世代の生徒と一緒に学習する以上の生活の知恵を身につける

- ・ 同世代の同調圧力、学力優先・進路決定優先の雰囲気、必要以上の学則の強制が無い
 - ➡ のびのびと学習できる

9. 学齡期生徒の受け入れの流れ

【学齡期生徒】

①事前相談（保護者→住所地の教育委員会（在籍校））



②面談1（生徒・保護者⇄三豊市教育委員会）

※ 特例校を希望する理由、生徒本人の学習意欲、保護者による送迎が出来るか等を確認



③体験入級申請書の提出
（保護者→住所地の教育委員会）



④面談2（生徒⇄三豊市教育委員会）

※ 体験入級の受入可否を決定

体験入級（1箇月以上）

⑤随時面談（生徒・保護者⇄夜間学級）

※ 夜間学級教諭と随時面談し、学習意欲等を確認



⑥面談3（生徒・保護者→三豊市教育委員会）

※ 体験入級中の通学・学習の様子を踏まえ、転入の可否を決定



⑦校区外（区域外）就学許可申請書の提出
（保護者→三豊市教育委員会）

転入

【ポイント】

・体験入級（1箇月以上）が必須

➔ 生徒が通学し、学習できるか保護者が送迎出来るか

・転入までに3回の面談を行う

➔ 生徒にとって夜間学級が最良の選択か

10. 学齡経過者の受け入れの流れ

【学齡経過者】

①事前相談（住所地の教育委員会へ）



②面談

※ 夜間中学を希望する理由、
学習意欲等を確認



体験入学

※ 体験入学は本人の希望があった場合に
学校と調整のうえ、実施

③随時面談

※ 夜間学級教諭と随時面談し、
学習意欲等を確認



④入学願書の提出

※ 住所地の教育委員会へ



⑤面接

※ 本人の入学意思等を確認し、
入学の可否を決定

入 学

【ポイント】

・体験入学は希望により実施
➔ 希望者の意思を尊重